

令和二年十月二十六日受領

内閣閣第一六〇号

令和二年十月二十六日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島理森殿

国会法第三十四条の二第一項の規定により、国会の会期前に逮捕された貴院議員の氏名を左記のとおり、
逮捕状、勾留状、起訴状及び勾留期間更新決定書の各写を添えて通知します。

記

衆議院議員 あきもと司

衆議院議員 河井克行

O

O

逮 捕 状 (通常逮捕)

被 疑 者 の 氏 名	秋 元 司
被 疑 者 の 年 齢 住 居 職 業 逮 捕 を 許 可 す る 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり
有 効 期 間	令 和 元 年 12 月 31 日まで

有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。

令 和 元 年 12 月 24 日

東 京 地 方 裁 判 所

裁 判 官 坂 田 正 史^印

逮捕者の官公職氏名印	東京地方検察庁 検察官 檢事 水 野 朋 ^印
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 元 年 12 月 25 日 午 前 10 時 45 分 東京都港区赤坂1-12-33 ANAインターナショナルホテル東京607号室 で逮捕
引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 元 年 12 月 25 日 午 後 零 時 50 分 東京拘置所
記 名 押 印	東京地方検察庁 検察官 檢事 水 野 朋 ^印
送致する手続をした年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

注意 本逮捕の際、同時に現場において捜索、差押え又は検証することができるが、被疑者の名誉を尊重し、かつ、なるべく他人に迷惑を及ぼさぬように注意を要する。
なお、この令状によって逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。

逮 捕 状 請 求 書 (甲)

令和元年12月24日

東京地方裁判所

裁判官 殿

○ 東京地方検察庁

検察官 檢事 関口新太郎印

下記被疑者に対し、収賄被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被 疑 者

氏名 秋元 司

年齢 昭和46年10月23日生 (48歳)

職業 衆議院議員

住居 東京都江東区東陽5丁目31番21号

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

3 引致すべき官公署又はその他の場所

東京地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、逮捕地を管轄する地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、東京拘置所

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
なし

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
令和元年12月24日付け捜査報告書ほか一件記録

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

関係者と通謀するなどして罪証を隠滅するおそれがある。
逃亡のおそれがある。

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
なし

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円）以下の罰金、拘留又は料料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
なし

9 被疑事実の要旨
別紙記載のとおり

別紙

被疑事実の要旨

被疑者は、平成29年8月7日から平成30年10月4日までの間、国土交通副大臣として、国土交通大臣の命を受けて、道路、航空、北海道開発及び観光関係施策の総括等の職務に従事するとともに、内閣府副大臣として、特定複合観光施設区域（IR）の整備に関する事務について担当する大臣を補佐する職務に従事していたものであるが

第1 沖縄県及び北海道虻田郡留寿都村においてIR事業を行うことを計画していた500.com Limitedとコンサルタント契約を締結して同社の副社長の肩書で活動していた鄭希ことジェン・シー並びに同社の顧問を務めていた仲里勝憲及び紺野昌彦から、同社が前記沖縄県及び前記留寿都村においてIR事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成29年9月下旬頃、東京都内において、現金300万円の供与を受け

第2 前記ジェン、前記仲里、前記紺野及び同社と提携して前記留寿都村においてIR事業を行うことを計画していた加森観光株式会社の代表取締役を務めていた加森公人から、前記500.com Limited及び前記加森観光株式会社が前記留寿都村においてIR事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成30年2月中旬頃、妻子と共に前記留寿都村への旅行の招待を受け、これに要した航空運賃及び宿泊代等合計約75万円相当額の財産上の利益の供与を受け

もって自己の職務に関して賄賂を收受したものである。

○
これは謄本である。

令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一

○

勾 留 状			指揮印
被 疑 者	氏 名	秋 元 司	印
	年 齢	昭 和 46 年 10 月 23 日 生	延 長
	住 居	江東区東陽 5-31-21	印
職 業	衆議院議員	延 長	
被疑者に対する収賄被疑事件について、同人を東京拘置所に勾留する。			
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法 60 条 1 項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		令 和 2 年 1 月 2 日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
令 和 元 年 12 月 26 日 東 京 地 方 裁 判 所 裁 判 官 坂 田 正 史印			
勾留請求の年月日		令 和 元 年 12 月 26 日	
執行した年月日時及び 場所		令 和 元 年 12 月 26 日 午後 1 時 15 分 東京高等裁判所構内 東京拘置所出廷留置場	
記名押印		東京拘置所 法務事務官 伊 藤 英 巳印	
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		令 和 年 月 日	
勾留した年月日時及び 取扱者		令 和 元 年 12 月 26 日 午後 3 時 07 分 東京拘置所 法務事務官 川 田 常 雄印	

(被疑者用) 1

(被疑者 秋元 司)

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 2 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長

延長期間	延長期間
令和 2 年 1 月 14 日まで	令和 年 月 日まで
理 由 関係人取調べ未了 被疑者取調べ未了	理 由
令和 2 年 1 月 3 日 東京地方裁判所 裁判官 吉崎佳弥印	令和 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
令和 2 年 1 月 3 日 裁判所書記官 長谷川由希子印	令和 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
令和 2 年 1 月 3 日 午後 4 時 25 分 東京拘置所 法務事務官 川田常雄印 刑事施設職員	令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

別紙

被疑事実

被疑者は、平成29年8月7日から平成30年10月4日までの間、国土交通副大臣として、国土交通大臣の命を受けて、道路、航空、北海道開発及び観光関係施策の総括等の職務に従事するとともに、内閣府副大臣として、特定複合観光施設区域（IR）の整備に関する事務について担当する大臣を補佐する職務に従事していたものであるが

第1 沖縄県及び北海道虻田郡留寿都村においてIR事業を行うことを計画していた500.com Limitedとコンサルタント契約を締結して同社の副社長の肩書で活動していた鄭希ことジェン・シー並びに同社の顧問を務めていた仲里勝憲及び紺野昌彦から、同社が前記沖縄県及び前記留寿都村においてIR事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成29年9月下旬頃、東京都内において、現金300万円の供与を受け

第2 前記ジェン、前記仲里、前記紺野及び同社と提携して前記留寿都村においてIR事業を行うことを計画していた加森観光株式会社の代表取締役を務めていた加森公人から、前記500.com Limited及び前記加森観光株式会社が前記留寿都村においてIR事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成30年2月中旬頃、妻子と共に前記留寿都村への旅行の招待を受け、これに要した航空運賃及び宿泊代等合計約75万円相当額の財産上の利益の供与を受け

もって自己の職務に関して賄賂を收受したものである。

これは謄本である。

○

令和 2 年 10 月 21 日

東京地方裁判所刑事第 14 部

裁判所書記官 増田孝一

○

令和元年検第32402, 32403, 33956~33959号, 令和2年検第431, 432号

起訴状

令和2年1月14日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官検事 関口新太郎印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 東京都江東区東陽5丁目31番

住居 同区東陽5丁目31番21号

職業 衆議院議員

(勾留中)

秋元司

昭和46年10月23日生

本籍 香川県三豊市高瀬町上勝間1862番地1

住居 東京都中央区東日本橋2丁目16番11号

スワンレイク東日本橋7階

職業 無職

(在宅)

豊嶋晃弘

昭和53年11月21日生

国籍 中華人民共和国

住居 東京都港区六本木7丁目17番22-210号

職業 会社役員

(勾留中)

鄭希ことジェンシー

1982年2月21日生

本籍 福島県相馬市磯部字大浜245番地
住居 那覇市前島1丁目6番7号 ラ・フォーレいしき2C
職業 会社役員

(勾留中) 紺野昌彦
昭和46年8月28日生

○ 本籍 沖縄県浦添市屋富祖4丁目256番地
住居 同市屋富祖4丁目9番6号
職業 会社役員

(勾留中) 仲里勝憲
昭和47年5月9日生

本籍 札幌市中央区南六条西4丁目1番地5
住居 同市南区真駒内緑町1丁目3番1号
職業 会社役員

(在宅) 加森公人
昭和18年7月17日生

公訴事実

○ 被告人秋元司は、平成29年8月7日から平成30年10月4日までの間、国土交通副大臣として、国土交通大臣の命を受けて、道路、航空、北海道開発及び観光関係施策の総括等の職務に従事するとともに、内閣府副大臣として、特定複合観光施設区域（IR）の整備に関する事務について、担当する大臣を補佐する職務に従事していたもの、被告人豊嶋晃弘は、被告人秋元の政策担当秘書を務めていたもの、被告人鄭希ことジェン・シーは、沖縄県及び北海道虻田郡留寿都村において特定複合観光施設の設置運営事業を行うことを計画していた500.com Limitedの副社長の肩書で活動していたもの、被告人紺野昌彦及び被告人仲里勝憲は、いずれも同社の顧問を務めていたもの、被告人加森公人は、同社と共に前記留寿都村において前記事業を行うことを計画していた加森観光株式会社の代表取締役を務めていたものであるが

第1 被告人ジェン及び被告人紺野は、嘉陽田裕貴及び時田光明と共に謀の上、法定の除外事由がないのに、あらかじめ輸入の内容等の事項を財務大臣に届け出ないで、平成29年9月27日、千葉県成田市所在の成田国際空港及び大阪府所

在の関西国際空港において、中華人民共和国（香港特別行政区）から航空機で本邦に入国する際、日本銀行券合計1500万円を隠匿携帯して入国し、もつて支払手段を輸入し

第2 被告人秋元及び被告人豊嶋は、共謀の上

- (1) 被告人ジェン、被告人紺野及び被告人仲里から、前記500.com Limitedが前記沖縄県及び前記留寿都村において前記事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同月28日、東京都千代田区永田町2丁目2番1号所在の衆議院第一議員会館524号室の被告人秋元の事務所において、現金300万円の供与を受け
- (2) 被告人ジェン、被告人紺野、被告人仲里及び被告人加森から、同社及び前記加森観光株式会社が前記留寿都村において前記事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成30年2月10日から同月13日までの間、被告人秋元の妻子と共に前記留寿都村等への旅行の招待を受け、これに要した航空運賃及び宿泊代等合計76万725円相当額の財産上の利益の供与を受け

もって被告人秋元の職務に関して賄賂を收受し

第3(1) 被告人ジェン、被告人紺野及び被告人仲里は、共謀の上、前記第2(1)の趣旨の下に、平成29年9月28日、前記被告人秋元の事務所において、被告人秋元に対し、現金300万円を供与し

- (2) 被告人ジェン、被告人紺野、被告人仲里及び被告人加森は、共謀の上、前記第2(2)の趣旨の下に、平成30年2月10日から同月13日までの間、被告人秋元及びその妻子を前記留寿都村等への旅行に招待し、これに要した航空運賃及び宿泊代等合計76万725円相当額の財産上の利益を供与し

もって被告人秋元の職務に関して賄賂を供与したものである。

罪名及び罰条

第1 外国為替及び外国貿易法違反

同法71条1号、19条3項、刑法60条

第2 収賄 刑法197条1項前段、60条

第3 贈賄 刑法198条、60条

○
これは謄本である。

○
令和 2 年 10 月 21 日

東京地方裁判所刑事第 14 部

裁判所書記官 増田孝一

○

令和2年10月20日午前後	7時02分執行
執行者東京拘置所 法務事務官	垣内 章吾

東京地・区検 検 察 官	印
-----------------	---

令和2年刑(わ)第31号

勾留 令和元年12月26日
起訴 令和2年1月14日

勾留期間更新決定

被告人 秋元司

勾留罪名 収賄

起訴罪名 収賄

被告人に対する勾留は、同人につき下記 2 の理由があつて、なおこれを継続する必要があると認められるので、令和2年10月31日から、その期間を更新する。

記

- 1 定まった住居を有しない。
- 2 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 4 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 5 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

令和2年10月19日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判官 岡田佳子印

これは謄本である。

令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一

逮 捕 状 (通常逮捕)

被 疑 者 の 氏 名	秋 元 司	
被 疑 者 の 年 齡 居 職 業 逮 捕 を 許 可 す る 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 敷 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり	
有 効 期 間	令 和 2 年 1 月 20 日まで	
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。		
令 和 2 年 1 月 13 日 東 京 地 方 裁 判 所 裁 判 官 滝 岡 俊 文印		
逮捕者の官公職氏名印	東京地方検察庁 検察官 檢事 水 野 朋印	
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 2 年 1 月 14 日 午 後 1 時 5 分 東京拘置所 で逮捕	
引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
送致する手続をした時 年 月 日	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
送致を受けた年月日時	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		

注意 本逮捕の際、同時に現場において捜索、差押え又は検証することができるが、被疑者の名誉を尊重し、かつ、なるべく他人に迷惑を及ぼさぬように注意を要する。
 なお、この令状によって逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。

逮 捕 状 請 求 書 (甲)

令和2年1月13日

東京地方裁判所

裁判官 殿

東京地方検察庁

検察官 檢事 関口新太郎印

下記被疑者に対し、収賄被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被 疑 者

氏名 秋元 司

年齢 昭和46年10月23日生（48歳）

職業 衆議院議員

住居 東京都江東区東陽5丁目31番21号

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
な し

3 引致すべき官公署又はその他の場所
東京地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、逮捕地を管轄する地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、東京拘置所

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
な し

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
令和2年1月13日付け捜査報告書ほか一件記録

6 被疑者の逮捕を必要とする事由
関係者と通謀するなどして罪証を隠滅するおそれがある。
逃亡のおそれがある。

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
別紙1記載のとおり

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
な し

9 被疑事実の要旨
別紙2記載のとおり

別紙 1

第 1 前回の逮捕状発付について

発付年月日 令和元年 12 月 24 日

発付裁判官 東京地方裁判所裁判官 坂田正史

○ 第 2 上記逮捕状の犯罪事実

被疑者は、平成 29 年 8 月 7 日から平成 30 年 10 月 4 日までの間、国土交通副大臣として、国土交通大臣の命を受けて、道路、航空、北海道開発及び観光関係施策の総括等の職務に従事するとともに、内閣府副大臣として、特定複合観光施設区域（IR）の整備に関する事務について担当する大臣を補佐する職務に従事していたものであるが

第 1 沖縄県及び北海道虻田郡留寿都村において IR 事業を行うことを計画していた 500.com Limited とコンサルタント契約を締結して同社の副社長の肩書で活動していた鄭希ことジェン・シー並びに同社の顧問を務めていた仲里勝憲及び紺野昌彦から、同社が前記沖縄県及び前記留寿都村において IR 事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成 29 年 9 月下旬頃、東京都内において、現金 300 万円の供与を受け

○ 第 2 前記ジェン、前記仲里、前記紺野及び同社と提携して前記留寿都村において IR 事業を行うことを計画していた加森観光株式会社の代表取締役を務めていた加森公人から、前記 500.com Limited 及び前記加森観光株式会社が前記留寿都村において IR 事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、平成 30 年 2 月中旬頃、妻子と共に前記留寿都村への旅行の招待を受け、これに要した航空運賃及び宿泊代等合計約 75 万円相当額の財産上の利益の供与を受け
もって自己の職務に関して賄賂を收受したものである。

収賄（刑法 197 条 1 項前段）

別紙 2

被疑事実の要旨

被疑者は、平成 29 年 8 月 7 日から平成 30 年 10 月 4 日までの間、国土交通副大臣として、国土交通大臣の命を受けて、道路、航空、北海道開発及び観光関係施策の総括等の職務に従事するとともに、内閣府副大臣として、特定複合観光施設区域（IR）の整備に関する事務について担当する大臣を補佐する職務に従事していたものであるが、被疑者の政策担当秘書を務めていた豊嶋晃弘と共に謀の上、沖縄県及び北海道虻田郡留寿都村において特定複合観光施設の設置運営事業を行うことを計画していた 500.com Limited とコンサルタント契約を締結して同社の副社長の肩書で活動していた鄭希ことジェン シー、同社の顧問を務めていた紺野昌彦及び同社の顧問を務めるとともに沖縄総合研究所株式会社の代表取締役を務めていた仲里勝憲から、前記 500.com Limited が前記沖縄県及び前記留寿都村において前記事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら

第 1 平成 29 年 9 月 1 日、被疑者が管理する東京都新宿区神楽坂 3 丁目 7 番地所在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行神楽坂支店に開設された株式会社 AT エンタープライズ名義の普通預金口座に 200 万円の振込入金を受け

第 2 同年 12 月 27 日から同月 29 日までの間、中華人民共和国広東省深圳及びマカオ特別行政区への旅行の招待を受け、これに要した航空運賃及び宿泊代等の費用合計 155 万 641 円相当額の財産上の利益の供与を受け

もって自己の職務に関して賄賂を收受したものである。

○
これは謄本である。

○
令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一



勾 留 状			指揮印
被疑者	氏名	秋元司	印
	年齢	昭和46年10月23日生	延長
	住居	江東区東陽5-31-21	
	職業	衆議院議員	印
被疑者に対する収賄被疑事件について、同人を東京拘置所に勾留する。			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		令和2年1月22日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
令和2年1月15日 東京地方裁判所 裁判官 坂田正史印			
勾留請求の年月日		令和2年1月15日	
執行した年月日時及び場所		令和2年1月15日 午後2時18分 東京高等裁判所構内 東京拘置所出廷留置場	
記名押印		東京拘置所 法務事務官 伊藤英巳印	
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		令和 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		令和2年1月15日 午後3時48分 東京拘置所 法務事務官 川田常雄印	

(被疑者用) 1

(被疑者 秋元 司)

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 2, 3 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長

延長期間	延長期間
令和 2 年 2 月 3 日まで	令和 年 月 日まで
理由 証拠解析・精査未了 関係人取調べ未了 被疑者共犯者取調べ未了 各種裏付け捜査未了	理由
令和 2 年 1 月 24 日 東京地方裁判所 裁判官 坂田正史㊞	令和 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
令和 2 年 1 月 24 日 裁判所書記官 西澤聰㊞	令和 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 2 年 1 月 24 日 午後 4 時 25 分 東京拘置所 法務事務官 川田常雄㊞	勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員
刑事施設職員	

別紙

被疑事実

被疑者は、平成29年8月7日から平成30年10月4日までの間、国土交通副大臣として、国土交通大臣の命を受けて、道路、航空、北海道開発及び観光関係施策の総括等の職務に従事するとともに、内閣府副大臣として、特定複合観光施設区域（IR）の整備に関する事務について担当する大臣を補佐する職務に従事していたものであるが、被疑者の政策担当秘書を務めていた豊嶋晃弘と共に謀の上、沖縄県及び北海道虻田郡留寿都村において特定複合観光施設の設置運営事業を行うことを計画していた500.com Limitedとコンサルタント契約を締結して同社の副社長の肩書で活動していた鄭希ことジェン・シー、同社の顧問を務めていた紺野昌彦及び同社の顧問を務めるとともに沖縄総合研究所株式会社の代表取締役を務めていた仲里勝憲から、前記500.com Limitedが前記沖縄県及び前記留寿都村において前記事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら

第1 平成29年9月1日、被疑者が管理する東京都新宿区神楽坂3丁目7番地所在の株式会社三菱東京UFJ銀行神楽坂支店に開設された株式会社ATエンタープライズ名義の普通預金口座に200万円の振込入金を受け

第2 同年12月27日から同月29日までの間、中華人民共和国広東省深圳市及びマカオ特別行政区への旅行の招待を受け、これに要した航空運賃及び宿泊代等の費用合計155万641円相当額の財産上の利益の供与を受け

もって自己の職務に関して賄賂を收受したものである。

○
これは謄本である。

○
令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一

○

令和2年検第786~790号

追 起 訴 状

令和2年2月3日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官検事 関口新太郎印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 東京都江東区東陽5丁目31番

住居 同区東陽5丁目31番21号

職業 衆議院議員

(勾留中)

秋元司

昭和46年10月23日生

本籍 香川県三豊市高瀬町上勝間1862番地1

住居 東京都中央区東日本橋2丁目16番11号

スワンレイク東日本橋7階

職業 無職

(在宅)

豊嶋晃弘

昭和53年11月21日生

国籍 中華人民共和国

住居 東京都港区六本木7丁目17番22~210号

職業 会社役員

(勾留中)

鄭希ことジェンシー

1982年2月21日生

○
本籍 福島県相馬市磯部字大浜245番地
住居 那覇市前島1丁目6番7号 ラ・フォーレいしき2C
職業 会社役員

(勾留中) 紺野昌彦
昭和46年8月28日生

○
本籍 沖縄県浦添市屋富祖4丁目256番地
住居 同市屋富祖4丁目9番6号
職業 会社役員

(勾留中) 仲里勝憲
昭和47年5月9日生

公訴事実

被告人秋元司は、平成29年8月7日から平成30年10月4日までの間、国土交通副大臣として、国土交通大臣の命を受けて、道路、航空、北海道開発及び観光関係施策の総括等の職務に従事するとともに、内閣府副大臣として、特定複合観光施設区域（ＩＲ）の整備に関する事務について、担当する大臣を補佐する職務に従事していたもの、被告人豊嶋晃弘は、被告人秋元の政策担当秘書を務めていたもの、被告人鄭希ことジェン・シーは、沖縄県及び北海道虻田郡留寿都村において特定複合観光施設の設置運営事業を行うことを計画していた500.com Limitedの副社長の肩書で活動していたもの、被告人紺野昌彦は、同社の顧問を務めていたもの、被告人仲里勝憲は、同社の顧問を務めるとともに沖縄総合研究所株式会社の代表取締役を務めていたものであるが

○
第1 被告人秋元及び被告人豊嶋は、共謀の上、被告人ジェン、被告人紺野及び被告人仲里から、前記500.com Limitedが前記沖縄県及び前記留寿都村において前記事業を行うために有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら

- 1 平成29年9月1日、被告人秋元が管理する東京都新宿区神楽坂3丁目7番地所在の株式会社三菱東京UFJ銀行神楽坂支店に開設された株式会社ATエンタープライズ名義の普通預金口座に200万円の振込入金を受け
- 2 同年12月27日から同月29日までの間、中華人民共和国広東省深圳及び同国マカオ特別行政区への旅行の招待を受け、これに要した航空運賃、宿泊代及びカジノにおける遊興費等合計185万4642円相当額の財産上の

利益の供与を受け
もって被告人秋元の職務に関して賄賂を收受し

第2 被告人ジェン、被告人紺野及び被告人仲里は、共謀の上、前記第1の趣旨の下に

- 1 同年9月1日、被告人秋元に対し、前記株式会社A T エンタープライズ名義の普通預金口座に200万円を振込入金し
- 2 同年12月27日から同月29日までの間、被告人秋元を中華人民共和国広東省深圳及び同国マカオ特別行政区への旅行に招待し、これに要した航空運賃、宿泊代及びカジノにおける遊興費等合計185万4642円相当額の財産上の利益を供与し

もって被告人秋元の職務に関して賄賂を供与したものである。

罪名及び罰条

- 第1 収賄 刑法197条1項前段、60条
第2 贈賄 刑法198条、60条

○
これは謄本である。

令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一



逮 捕 状 (通常逮捕)

被 疑 者 の 氏 名	秋 元 司	
被 疑 者 の 年 齡 住 居 職 業 逮 捕 を 許 可 す る 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり	
有 効 期 間	令 和 2 年 8 月 26 日まで	
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。		
令 和 2 年 8 月 19 日 東 京 地 方 裁 判 所 裁 判 官 向 井 亜 紀 子 ^印		
逮捕者の官公職氏名印	東京地方検察庁 検察官 檢事 日 比 一 誠 ^印	
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 2 年 8 月 20 日 午 後 4 時 16 分 東京地方検察庁932号室 で逮捕	
引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
送致する手続をした 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
送致を受けた年月日時	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		

注意 本逮捕の際、同時に現場において捜索、差押え又は検証することができるが、被疑者の名誉を尊重し、かつ、なるべく他人に迷惑を及ぼさぬように注意を要する。
 なお、この令状によって逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。

逮 捕 状 請 求 書 (甲)

令和2年8月19日

東京地方裁判所

裁判官 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 水野朋印

下記被疑者に対し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(同法7条の2第1項2号)被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者

氏名 秋元 司

年齢 昭和46年10月23日生(48歳)

職業 衆議院議員

住居 東京都江東区南砂1丁目4番24-202号
レーベンハイム東陽町アクアリア

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

3 引致すべき官公署又はその他の場所

東京地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室並びに分庁舎及び区検察庁、逮捕地を管轄する地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、東京拘置所

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
なし

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
令和2年8月18日付け捜査報告書ほか一件記録

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

関係者と通謀するなどして罪証を隠滅するおそれがある。
逃亡のおそれがある。

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
なし

8 30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
なし

9 被疑事実の要旨
別紙記載のとおり

別紙

被疑事実の要旨

被疑者は、淡路明人及び佐藤文彦と共に謀の上、被疑者らが紺野昌彦から現金の供与を受けるなどした収賄被告事件に関し、前記供与の際に被疑者がいなかつた又はいなかつた可能性があるなどの前期紺野の記憶に反する虚偽の証言をすることの報酬として、同人に対し、令和2年6月27日、那覇市おもろまち2丁目14番1号所在のホテルザ・ナハテラスにおいて、現金1000万円の供与の申込みをし、さらに、同年7月22日、同市牧志3丁目6番20号所在のホテルハイアットリージェンシー那覇沖縄において、現金2000万円の供与の申込みをしたものである。

○
これは謄本である。

○
令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一

○

勾 留 状			指揮印
被 疑 者	氏 名	秋 元 司	
	年 齢	昭 和 46 年 10 月 23 日 生	
	住 居	江東区南砂1丁目4番24-202号 レーベンハイム東陽町アクアリア	
	職 業	衆議院議員	
被疑者に対する組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被疑事件について、同人を東京拘置所に勾留する。			
被疑事実の要旨	別紙のとおり		
刑事訴訟法 60条1項 各号に定める事由	次葉のとおり		
有効期間	令 和 2 年 8 月 28 日まで		
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
令 和 2 年 8 月 21 日 東 京 地 方 裁 判 所 裁 判 官 向 井 亜紀子 ^印			
勾留請求の年月日	令 和 2 年 8 月 21 日		
執行した年月日時及び場所	令 和 2 年 8 月 21 日 午後 1 時 53 分 東京高等裁判所構内 東京拘置所出廷留置場		
記名押印	東京拘置所 法務事務官 近 藤 哲 史 ^印		
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印	令 和 年 月 日		
勾留した年月日時及び取扱者	令 和 2 年 8 月 21 日 午後 3 時 33 分 東京拘置所 法務事務官 副看守長 入 江 俊 也 ^印		

(被疑者用) 1

(被疑者 秋元 司)

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 2, 3 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長

延長期間	延長期間
令和 2 年 9 月 9 日まで	令和 年 月 日まで
理 由	理 由
関係者多数のため 関係者取調べ未了 証拠解析・精査未了 鑑定未了 被疑者共犯者取調べ未了	
令和 2 年 8 月 28 日	令和 年 月 日
東京地方裁判所 裁判官 向井 亜紀子㊞	裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
令和 2 年 8 月 28 日 裁判所書記官 山岡 沙央理㊞	令和 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
令和 2 年 8 月 28 日 午後 4 時 10 分 東京拘置所 法務事務官 入江俊也㊞ 刑事施設職員	令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

別紙

被 疑 事 実

被疑者は、淡路明人及び佐藤文彦と共に謀の上、被疑者らが紺野昌彦から現金の供与を受けるなどした収賄被告事件に関し、前記供与の際に被疑者がいなかつた又はいなかつた可能性があるなどの前記紺野の記憶に反する虚偽の証言をすることの報酬として、同人に對し、令和2年6月27日、那霸市おもろまち2丁目14番1号所在のホテルザ・ナハテラスにおいて、現金1000万円の供与の申込みをし、さらに、同年7月22日、同市牧志3丁目6番20号所在のホテルハイアットリージェンシー那霸沖縄において、現金2000万円の供与の申込みをしたものである。

○
これは謄本である。

○
令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一



令和2年檢第20461号

追起訴状

令和2年9月9日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官検事 水野朋印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 東京都江東区東陽5丁目31番

住居 同区南砂1丁目4番24-202号

レーベンハイム東陽町アクアリア

職業 衆議院議員

(勾留中)

秋元司

昭和46年10月23日生

公訴事實

被告人は、淡路明人及び佐藤文彦と共に謀の上、被告人らが紺野昌彦から現金の供与を受けるなどした旨の収賄被告事件に関し、前記供与の際に被告人がいなかつた又はいなかつた可能性があるなどの前記紺野の記憶に反する虚偽の証言をすることの報酬として、同人に對し、令和2年6月27日、那霸市おもろまち2丁目14番1号所在のホテルザ・ナハテラスにおいて、現金1000万円の供与の申込みをし、さらに、同年7月22日、同市牧志3丁目6番20号所在のホテルハイアットリージエンシー那霸沖縄において、現金2000万円の供与の申込みをしたものである。

罪名及び罰条

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

同法7条の2第1項2号

刑法60条

○
これは謄本である。

○
令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一

逮 捕 状 (通常逮捕)

被 疑 者 の 氏 名	秋 元 司
被 疑 者 の 年 齢 住 居 職 業 逮 捕 を 許 可 す る 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり
有 効 期 間	令 和 2 年 9 月 15 日まで
<p>有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。	
令 和 2 年 9 月 8 日	
東 京 地 方 裁 判 所	
裁 判 官 向 井 亜 紀 子 ^印	
逮捕者の官公職氏名印	東京地方検察庁 検察官 檢事 今 井 誠 ^印
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 2 年 9 月 9 日 午 後 2 時 5 分 東京拘置所11階調室12号室 で逮捕
引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致する手続をした 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

注意 本逮捕の際、同時に現場において捜索、差押え又は検証することができるが、被疑者の名誉を尊重し、かつ、なるべく他人に迷惑を及ぼさぬように注意を要する。
なお、この令状によって逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。

様式第26号（刑訴法第199条
（刑訴規則第139条、第142条、第143条）
規程第16条）

逮 捕 状 請 求 書 (甲)

令和2年9月8日

東京地方裁判所

裁判官殿

○ 東京地方検察庁

検察官 檢事 水野朋印

下記被疑者に対し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法7条の2第1項2号）被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者

氏名 秋元 司

年齢 昭和46年10月23日生（48歳）

職業 衆議院議員

住居 東京都江東区南砂1丁目4番24-202号
レーベンハイム東陽町アクアリア

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
なし

3 引致すべき官公署又はその他の場所

東京地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室並びに分庁舎及び区検察庁、逮捕地を管轄する地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、東京拘置所

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
なし

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
令和2年9月7日付け捜査報告書ほか一件記録

6 被疑者の逮捕を必要とする事由
関係者と通謀するなどして罪証を隠滅するおそれがある。
逃亡のおそれがある。

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
別紙1記載のとおり

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円）以下の罰金、拘留又は料料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
なし

9 被疑事実の要旨
別紙2記載のとおり

別紙 1

第 1 前回の逮捕状発付について

発付年月日 令和 2 年 8 月 19 日

発付裁判官 東京地方裁判所裁判官 向井亜紀子

第 2 上記逮捕状の犯罪事実

被疑者は、淡路明人及び佐藤文彦と共に謀の上、被疑者らが紺野昌彦らから現金の供与を受けるなどした収賄被告事件に関し、前記供与の際に被疑者がいなかつた又はいなかつた可能性があるなどの前記紺野の記憶に反する虚偽の証言をすることの報酬として、同人に対し、令和 2 年 6 月 27 日、那覇市おもろまち 2 丁目 14 番 1 号所在のホテルザ・ナハテラスにおいて、現金 1000 万円の供与の申込みをし、さらに、同年 7 月 22 日、同市牧志 3 丁目 6 番 20 号所在のホテルハイアットリージェンシー那覇沖縄において、現金 2000 万円の供与の申込みをしたものである。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法7条の2 第1項2号）

別紙2

被疑事実の要旨

被疑者は、松浦大助及び宮武和寛と共に謀の上、被疑者らが仲里勝憲らから現金の供与を受けるなどした旨の収賄被告事件に関し、前記供与の際に被疑者がいなかつた又はいなかつた可能性があるなどの前記仲里の記憶に反する虚偽の証言をすることの報酬として、同人に対し、令和2年6月7日、那覇市松尾2丁目5番7号所在のホテルコレクティブにおいて、継続的な経済的利益の供与の申込みをし、さらに、同年7月14日、同市真嘉比1丁目29番10号所在の前記宮武方において、現金500万円の供与の申込みをしたものである。

これは謄本である。

令和 2 年 10 月 21 日

東京地方裁判所刑事第 14 部

裁判所書記官 増田孝一

勾 留 状			指揮印
被 疑 者	氏 名	秋 元 司	印 延 長 延 長
	年 齢	昭 和 46 年 10 月 23 日 生	
	住 居	江東区南砂1丁目4番24-202号 レーベンハイム東陽町アクアリア	
	職 業	衆議院議員	
被疑者に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被疑事件について、同人を東京拘置所に勾留する。			
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		令 和 2 年 9 月 17 日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
令 和 2 年 9 月 10 日 東京地方裁判所 裁判官 向 井 亜紀子印			
勾留請求の年月日		令 和 2 年 9 月 10 日	
執行した年月日時及び場所		令 和 2 年 9 月 10 日 午後 1 時 51 分 東京高等裁判所構内 東京拘置所出廷留置場	
記名押印		東京拘置所 法務事務官 近 藤 哲 史印	
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		令 和 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		令 和 2 年 9 月 10 日 午後 4 時 05 分 東京拘置所 法務事務官 副看守長 入 江 俊 也印	

(被疑者用) 1

(被疑者 秋元 司)

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 2, 3 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長

延長期間 令和 年 月 日まで 理 由	延長期間 令和 年 月 日まで 理 由
令和 年 月 日 裁判所 裁判官	令和 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日 令和 年 月 日 裁判所書記官	勾留状を検察官に交付した年月日 令和 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

別紙

被疑事実

被疑者は、松浦大助及び宮武和寛と共に謀の上、被疑者らが仲里勝憲から現金の供与を受けるなどした旨の収賄被告事件に関し、前記供与の際に被疑者がいなかつた又はいなかつた可能性があるなどの前記仲里の記憶に反する虚偽の証言をするこの報酬として、同人に対し、令和2年6月7日、那覇市松尾2丁目5番7号所在のホテルコレクティブにおいて、継続的な経済的利益の供与の申込みをし、さらに、同年7月14日、同市真嘉比1丁目29番10号所在の前記宮武方において、現金500万円の供与の申込みをしたものである。

これは謄本である。

令和 2 年 10 月 21 日

東京地方裁判所刑事第 14 部

裁判所書記官 増田孝一

令和2年検第22223号

追 起 訴 状

令和2年9月17日

東京地方裁判所 殿

○ 東京地方検察庁

検察官検事 水野朋^印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 東京都江東区東陽5丁目31番

住居 同区南砂1丁目4番24-202号

レーベンハイム東陽町アクアリア

職業 衆議院議員

(勾留中) 秋元司

昭和46年10月23日生

公訴事実

被告人は、松浦大助及び宮武和寛と共に謀の上、被告人らが仲里勝憲から現金の供与を受けるなどした旨の収賄被告事件に関し、前記供与の際に被告人がいなかつた又はいなかつた可能性があるなどの前記仲里の記憶に反する虚偽の証言をすることとの報酬として、同人に対し、令和2年6月7日、那覇市松尾2丁目5番7号所在のホテルコレクティブにおいて、継続的な経済的利益の供与の申込みをし、さらに、同年7月14日、同市真嘉比1丁目29番10号所在の前記宮武方において、現金500万円の供与の申込みをしたものである。

罪名及び罰条

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

同法7条の2第1項2号

刑法60条

これは謄本である。

令和2年10月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 増田孝一

逮 捕 状 (通常逮捕)

被 疑 者 の 氏 名	河 井 克 行
被 疑 者 の 年 齡 居 職 業 逮 捕 を 許 可 す る 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり
有 効 期 間	令 和 2 年 6 月 25 日まで
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。	
令 和 2 年 6 月 18 日	
東 京 地 方 裁 判 所	
裁 判 官 佐 藤 薫印	
逮捕者の官公職氏名印	東京地方検察庁 検察官 檢事 渡 部 直 希印
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 2 年 6 月 18 日 午 後 2 時 13 分 東京地方検察庁1001号室 で逮捕
引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送 致 す る 手 続 を し た 時 年 月 日	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

注意 本逮捕の際、同時に現場において捜索、差押え又は検証することができるが、被疑者の名誉を尊重し、かつ、なるべく他人に迷惑を及ぼさぬように注意を要する。
 なお、この令状によって逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。

逮 捕 状 請 求 書 (甲)

令和2年6月18日

東京地方裁判所

裁判官殿

東京地方検察庁

検察官 檢事 関口新太郎印

下記被疑者に対し、公職選挙法違反（同法221条1項1号）被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被 疑 者

氏名 河井 克行

年齢 昭和38年3月11日生（57歳）

職業 衆議院議員

住居 東京都港区赤坂2丁目17番10号衆議院赤坂議員宿舎1904号室

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
な し

3 引致すべき官公署又はその他の場所

東京地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、逮捕地を管轄する地方検察庁若しくは同検察庁管内の支部又は分室及び区検察庁、東京拘置所

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
な し

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
令和2年6月18日付け捜査報告書ほか一件記録

6 被疑者の逮捕を必要とする事由
関係者と通謀するなどして罪証を隠滅するおそれがある。
逃亡のおそれがある。

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
な し

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円）以下の罰金、拘留又は料料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
な し

9 被疑事実の要旨
別紙記載のとおり

別紙

被疑事実の要旨

被疑者は、令和元年7月21日施行の第25回参議院議員通常選挙に際し、広島県選出議員選挙の立候補者として届け出た河井案里の配偶者で、同選挙における同人の選挙運動者であるが

○ 第1 同人と共謀の上、同人に当選を得しめる目的をもって、別表1記載のとおり、平成31年3月下旬頃から令和元年6月中旬頃までの間、広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫選挙事務所ほか4か所において、岡崎哲夫ほか4名に対し、前記河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後5回にわたり、現金合計170万円を供与し

○ 第2 同人に当選を得しめる目的をもって、別表2記載のとおり、平成31年3月下旬頃から令和元年8月上旬頃までの間、広島市安佐南区緑井6丁目37番10号海徳ひろし選挙事務所ほか93か所において、海徳裕志ほか90名に対し、前記河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、又は同人への投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後116回にわたり、金員合計2406万7450円を供与し

たものである。



別表1

回数	時期(頃)	場所	氏名	金額(円)
1	平成31年3月下旬	広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫選挙事務所	岡崎哲夫	300,000
2	平成31年4月上旬	広島県安芸郡熊野町中溝4丁目20番3号平本徹方	平本徹	300,000
3	平成31年4月上旬	広島県東広島市黒瀬町楷原131番地下原康充選挙事務所	下原康充	500,000
4	令和元年5月下旬	広島県呉市中央6丁目9番23号サンヒルズビル6階奥原のぶや後援会事務所	奥原信也	500,000
5	令和元年6月中旬	広島県江田島市大柿町大原535番地2大柿市民センター	胡子雅信	100,000

合計 1,700,000

別表2

番号 (回数)	人数	時期(例)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
1	1	平成31年3月下旬	広島市安佐南区緑井6丁目37番10号海徳ひろし選挙事務所	海徳裕志	投票選挙運動	300,000
2	2	平成31年3月下旬	広島市南区東雲本町2丁目4番19-202号はちけん幹夫事務所	八軒幹夫	投票選挙運動	300,000
3	3	平成31年3月下旬	広島市佐伯区五日市中央7丁目16番19-1号藤田博之事務所	藤田博之	投票選挙運動	500,000
4	4	平成31年3月下旬	広島県山県郡北広島町土橋198番地1宮本裕之方	宮本裕之	投票選挙運動	200,000
5	5	平成31年3月下旬	広島県山県郡安芸太田町大字上殿1848番地1矢立孝彦方	矢立孝彦	投票選挙運動	200,000
6	6	平成31年3月下旬	広島市安佐北区可部3丁目3番30号沼田ビル3階今田良治後援会事務所	今田良治	投票選挙運動	300,000
7	7	平成31年3月下旬	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地安芸高田市役所第2庁舎3階安芸高田市議会議長室	先川和幸	投票選挙運動	200,000
8	8	平成31年3月下旬	広島県三原市城町3丁目1番1号三原港湾ビル407号室	天滴祥典	投票選挙運動	500,000
9	9	平成31年3月下旬	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地安芸高田市役所第2庁舎3階安芸高田市議会副議長室	水戸真悟	投票選挙運動	100,000
10	10	平成31年3月下旬	広島県山県郡北広島町春木1518番地1宮本新八後援会事務所	宮本新八	投票選挙運動	300,000
11	11	平成31年3月下旬	広島市安佐北区龟山7丁目10番1号山崎正博選挙事務所	大畠正彦	投票選挙運動	300,000
12	12	平成31年3月下旬	広島県安芸高田市吉田町吉田959番地5児玉浩選挙事務所	児玉浩	投票選挙運動	300,000
13	13	平成31年3月下旬	広島市中区河原町1番25号グリーンハイム河原町102木山徳和選挙事務所	木山徳和	投票選挙運動	300,000
14	14	平成31年3月下旬	広島市佐伯区吉見園6番24号児玉光禎方	児玉光禎	投票選挙運動	300,000
15	15	平成31年3月下旬	広島市西区庚午北2丁目16番11号森松ビル2階豊島岩白事務所	豊島岩白	投票選挙運動	300,000
16	16	平成31年4月上旬	広島県呉市中央6丁目9番23号サンヒルズビル6階奥原のぶや後援会事務所	奥原信也	投票選挙運動	500,000
17	17	平成31年4月上旬	広島市安芸区瀬野1丁目16番10号瀬野川ビル101三宅まさあき後援会瀬野連絡所	三宅正明	投票選挙運動	300,000
18	18	平成31年4月上旬	広島県廿日市市宮内2015番地2山下智之方	山下智之	投票選挙運動	300,000
19	19	平成31年4月上旬	広島市安佐北区口田3丁目29番45号PKコーポ101号木戸経康選挙事務所	木戸経康	投票選挙運動	300,000
20	20	平成31年4月上旬	広島市南区青崎1丁目14番2号くぼた泰久後援会事務所	窟田泰久	投票選挙運動	300,000
21	21	平成31年4月上旬	広島市安佐南区伴東7丁目55番26号谷口修方	谷口修	投票選挙運動	500,000
22	22	平成31年4月上旬	広島市安佐北区口田南2丁目12番2号伊藤昭善事務所前駐車場	伊藤昭善	投票選挙運動	300,000
23	23	平成31年4月上旬	広島市安佐北区小河原町819番地平野正治方	平野正治	投票選挙運動	300,000
24	24	平成31年4月中旬	広島県江田島市大柿町柿浦2066番地7沖井純事務所	沖井純	投票選挙運動	500,000
25	25	平成31年4月中旬	広島市安芸区中野6丁目14番26号おきむね正明後援会事務所	沖宗正明	投票選挙運動	300,000
26	26	平成31年4月中旬	広島県廿日市市宮内1612番地仁井田和之自宅兼事務所	仁井田和之	投票選挙運動	200,000

番号 (回数)	人数	時期(場)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
27	27	平成31年4月中旬	広島県尾道市栗原町6023番地12高山博州事務所	高山博州	投票選挙運動	300,000
28	28	平成31年4月中旬	広島県三原市本郷町南6丁目24番27号平本えいじ後援会事務所	平本英司	投票選挙運動	300,000
29	29	平成31年4月下旬	広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内755番地1小坂眞治方	小坂眞治	投票選挙運動	200,000
30	30	平成31年4月下旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所	臨雄吾	投票選挙運動	500,000
31	31	令和元年5月上旬	広島市西区横川町1丁目5番7号砂原かつり事務所	砂原克規	投票選挙運動	200,000
32	32	令和元年5月上旬	広島市安佐北区深川1丁目14番15号大瀬戸紫苑子方	大瀬戸紫苑子	投票選挙運動	100,000
33	33	令和元年5月上旬	広島市安佐北区あさひが丘3丁目18番3-5号株式会社カナチホーム事務所	金持忠彦	投票選挙運動	100,000
34	34	令和元年5月上旬	広島県山県郡北広島町蔵迫字二10149番船山八幡神社社務所	築根健	投票選挙運動	100,000
35	35	令和元年5月上旬	広島市安佐北区落合南1丁目17番3号梅田千秋方	梅田千秋	投票選挙運動	100,000
36	36	令和元年5月上旬	広島県山県郡北広島町南方3009番地柿原ちとみ方	柿原ちとみ	投票選挙運動	100,000
37	37	令和元年5月上旬	広島県山県郡北広島町壬生220番地森下公造方	森下公造	投票選挙運動	100,000
38	38	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町都志見5364番地2階坂征和方	坂征和	投票選挙運動	50,000
39	39	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町荒神原木下郷611番路上	久茂谷美保之	投票選挙運動	50,000
40	40	令和元年5月中旬	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内717番地26「大信」	丸山正隆	投票選挙運動	200,000
41	41	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町大朝15101番地5広島市信用組合大朝保養所ふれあい荘先路上に駐車中の自動車内	森田隆司	投票選挙運動	50,000
42	42	令和元年5月中旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所(番号30と同一場所)	繁政秀子	投票選挙運動	300,000
43	43	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町宮迫386番地12産直市からしろ館	加計雅章	投票選挙運動	100,000
44	44	令和元年5月中旬	広島県安芸高田市吉田町多治比1537番地秋田隆幸方前路上	川角一郎	投票選挙運動	100,000
45	45	令和元年5月中旬	広島市安佐北区三入東2丁目72番9号磯部陽一方	磯部陽一	投票選挙運動	50,000
46	46	令和元年5月中旬	広島市安佐北区可部東6丁目8番1号迫田静雄方	迫田静雄	投票選挙運動	50,000
47	47	令和元年5月中旬	広島市安佐北区可部東3丁目23番2号松井修方	松井修	投票選挙運動	50,000
48		令和元年5月下旬	広島県山県郡北広島町有田1234番地1北広島町商工会	宮本新八 (番号10と同一人物)	投票選挙運動	200,000
49	48	令和元年5月下旬	広島市安佐南区伴中央6丁目35番16号上垣内保之方	上垣内保之	投票選挙運動	50,000
50	49	令和元年5月下旬	広島市安佐南区上安2丁目43番28-8号河岡食品有限会社事務所油駐車場	河岡孝司	投票選挙運動	50,000
51	50	令和元年5月下旬	広島市安佐南区長束1丁目8番9号永井則雄方	永井則雄	投票選挙運動	50,000
52	51	令和元年5月下旬	広島市安佐南区山本3丁目18番8号西久保克臣方	西久保克臣	投票選挙運動	50,000
53	52	令和元年5月下旬	広島市安佐南区長束4丁目9番3-5号三上カズコ方	三上カズコ	投票選挙運動	50,000

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
54	53	令和元年5月下旬	広島市安佐南区安東2丁目1番22号ヨーボ藤井1階河井克行事務所	石橋竜史	投票選挙運動	300,000
55		令和元年5月下旬	広島県安芸高田市美土里町桑田760番地の1有限会社桑田の庄管理施設付属の駐車場に駐車中の自動車内	児玉浩 (番号12と同一人物)	投票選挙運動	300,000
56	54	令和元年5月下旬	広島市安佐北区可部1丁目21番23号大和重工株式会社駐車場に駐車中の自動車内	渡辺典子	投票選挙運動	200,000
57		令和元年6月上旬	広島市安佐北区口田南2丁目12番2号伊藤昭善事務所前駐車場に駐車中の自動車内	伊藤昭善 (番号22と同一人物)	投票選挙運動	200,000
58		令和元年6月上旬	広島市安佐北区可部3丁目3番30号沼田ビル3階今田良治後援会事務所(番号6と同一場所)	今田良治 (番号6と同一人物)	投票選挙運動	200,000
59		令和元年6月上旬	広島市安芸区中野5丁目28番9号沖宗正明方	沖宗正明 (番号25と同一人物)	投票選挙運動	200,000
60		令和元年6月上旬	広島市安佐南区緑井6丁目34番1号海徳ひろし事務所	海徳裕志 (番号1と同一人物)	投票選挙運動	200,000
61		令和元年6月上旬	広島市西区横川町1丁目5番7号砂原かつり事務所 (番号31と同一場所)	砂原克規 (番号31と同一人物)	投票選挙運動	300,000
62		令和元年6月上旬	広島市佐伯区五日市中央7丁目16番19-1号藤田博之事務所 (番号3と同一場所)	藤田博之 (番号3と同一人物)	投票選挙運動	200,000
63		令和元年6月上旬	広島市安芸区船越3丁目14番37号三宅まさあき事務所	三宅正明 (番号17と同一人物)	投票選挙運動	200,000
64		令和元年6月上旬	広島市中区基町6番78号リーガロイヤルホテル広島6階「鉄板焼なにわ」	天満祥典 (番号8と同一人物)	投票選挙運動	1,000,000
65	55	令和元年6月上旬	広島県吳市西中央3丁目7番1号ルミエール西中央1階河井あんり選挙事務所	澤井淳子	投票選挙運動	50,000
66	56	令和元年6月上旬	広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫後援会事務所	岡崎哲夫	投票選挙運動	200,000
67	57	令和元年6月上旬	広島市安佐南区長東西3丁目16番15号添田英子方	添田英子	投票選挙運動	50,000
68	58	令和元年6月上旬	広島市安佐南区長東西3丁目12番37号田中寅雄方	田中寅雄	投票選挙運動	50,000
69		令和元年6月上旬	広島市西区庚午北2丁目16番11号森松ビル2階豊島岩白事務所 (番号15と同一場所)	豊島岩白 (番号15と同一人物)	投票選挙運動	200,000
70	59	令和元年6月上旬	広島市安佐南区沼田町大字吉山1405番地新本齊治方	新本齊治	投票選挙運動	50,000
71	60	令和元年6月上旬	広島市安佐南区上安1丁目21番2号丸町通夫方	丸町通夫	投票選挙運動	50,000
72	61	令和元年6月上旬	広島市安佐南区八木4丁目41番20号山根健治方	山根健治	投票選挙運動	100,000
73	62	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市八千代町下根2818番地青原敏治方	青原敏治	投票選挙運動	100,000
74	63	令和元年6月上旬	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」	川上征矢	投票選挙運動	300,000
75	64	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市吉田町西浦390番地近藤洋子方	近藤洋子	投票選挙運動	50,000
76	65	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市吉田町川本1143番地1下廣浩英方	下廣浩英	投票選挙運動	100,000
77	66	令和元年6月上旬	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」 (番号74と同一場所)	白石六朗	投票選挙運動	300,000
78	67	令和元年6月上旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所 (番号30と同一場所)	森脇健之	投票選挙運動	100,000
79	68	令和元年6月上旬	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」 (番号74と同一場所)	門田峻徳	投票選挙運動	300,000
80	69	令和元年6月上旬	広島県山県郡安芸太田町大字土居85番地1池田晃二方	池田晃二	投票選挙運動	50,000

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
81	70	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市美土里町横田13番地3株式会社中岡総合電設事務所	中岡良次	投票選挙運動	50,000
82	71	令和元年6月上旬	広島市安佐北区可部2丁目28番19号原口淳子方	原口淳子	投票選挙運動	50,000
83		令和元年6月上旬	広島市南区東雲本町2丁目4番19-202号はちけん幹事事務所(番号2と同一場所)	八軒幹夫 (番号2と同一人物)	投票選挙運動	200,000
84	72	令和元年6月中旬	広島県安芸高田市向原町戸島4466番地1是貞一義方	是貞一義	投票選挙運動	50,000
85	73	令和元年6月中旬	広島県安芸高田市八千代町上根114番地3田岡幸子方	田岡幸子	投票選挙運動	50,000
86	74	令和元年6月中旬	広島県東広島市八木松町飯田72番地8SKビル2階坂本一彦事務所	坂本一彦	投票選挙運動	300,000
87	75	令和元年6月中旬	広島市安佐南区東野2丁目10番47号森一朗方	森一朗	投票選挙運動	50,000
88	76	令和元年6月中旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所(番号30と同一場所)	野々部尚昭	選挙運動	100,000
89	77	令和元年6月中旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所(番号30と同一場所)	佐藤一直	投票選挙運動	300,000
90	78	令和元年6月中旬	広島県安芸高田市吉田町川本68番地1井上正樹方前路上	井上正樹	投票選挙運動	100,000
91	79	令和元年6月中旬	広島市安佐北区倉掛1丁目1番2号金子主計方	金子主計	投票選挙運動	50,000
92	80	令和元年6月中旬	広島市安佐北区白木町大字井原184番地佐々木恒方	佐々木恒	投票選挙運動	100,000
93	81	令和元年6月中旬	広島市安佐北区白木町大字秋山2778番地中重和郎方	中重和郎	投票選挙運動	50,000
94	82	令和元年6月中旬	広島市安佐北区深川1丁目9番3-607号デュオ下深川駅前松田和夫方	松田和夫	投票選挙運動	50,000
95	83	令和元年6月中旬	広島市安佐北区白木町大字秋山2642番地2吉岡晃道方	吉岡晃道	投票選挙運動	100,000
96	84	令和元年6月下旬	広島市安佐北区安佐町大字飯室97番地河野康子方	河野康子	投票選挙運動	50,000
97	85	令和元年6月下旬	広島市安佐北区安佐町大字鈴張5022番地9西田勝昭方	西田勝昭	投票選挙運動	50,000
98		令和元年6月下旬	広島県吳市中央8丁目9番23号サンヒルズビル6階奥原のぶや後援会事務所(番号16と同一場所)	奥原信也 (番号16と同一人物)	投票選挙運動	1,000,000
99		令和元年6月下旬	愛知県稲沢市稲沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稲沢支店野々部尚昭名義口座	野々部尚昭 (番号88と同一人物)	選挙運動	383,490
100	86	令和元年6月下旬	広島市安佐南区安東2丁目1番22号コープ藤井1階河井克行事務所(番号54と同一場所)	堀川利績	投票選挙運動	50,000
101		令和元年6月下旬	広島市中区前町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森臨健之名義口座	森臨健之 (番号78と同一人物)	投票選挙運動	383,490
102	87	令和元年6月下旬	広島県廿日市市宮園5丁目3番地8藤田俊雄方前路上	藤田俊雄	投票選挙運動	100,000
103	88	令和元年7月上旬	広島市安佐南区安東2丁目1番22号コープ藤井1階河井克行事務所(番号54と同一場所)	森野貴雅	投票選挙運動	200,000
104	89	令和元年7月上旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所(番号30と同一場所)	大口英夫	選挙運動	100,000
105		令和元年7月上旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所(番号30と同一場所)	脇堆吾 (番号30と同一人物)	投票選挙運動	100,000
106		令和元年7月上旬	広島県福山市三之丸町8番16号福山ニューキャッスルホテル2階男性用トイレ	川上征矢 (番号74と同一人物)	投票選挙運動	300,000
107		令和元年7月上旬	広島県福山市三之丸町8番16号福山ニューキャッスルホテル2階中宴会場「ばらの間」	門田峻徳 (番号79と同一人物)	投票選挙運動	300,000

番号 (回数)	人数	時期(項)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
108	90	令和元年7月上旬	広島県尾道市向島町16058番地148杉原孝一郎方	杉原孝一郎	投票選挙運動	300,000
109		令和元年7月中旬	広島県福山市沖野上町5丁目28番12号弓場井ビル2階通路	白石六朗 (番号77と同一人物)	投票選挙運動	300,000
110	91	令和元年7月中旬	広島県呉市西中央3丁目7番1号ルミエール西中央1階河井あんり選挙事務所(番号65と同一場所)	土井正純	投票選挙運動	300,000
111		令和元年7月下旬	金沢市下提町7番地株式会社三井住友銀行金沢支店大口英夫名義口座	大口英夫 (番号104と同一人物)	選挙運動	383,490
112		令和元年7月下旬	愛知県稻沢市稻沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稻沢支店野々部尚昭名義口座(番号99と同一場所)	野々部尚昭 (番号88と同一人物)	選挙運動	383,490
113		令和元年7月下旬	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座(番号101と同一場所)	森脇健之 (番号78と同一人物)	投票選挙運動	383,490
114		令和元年8月上旬	金沢市下提町7番地株式会社三井住友銀行金沢支店大口英夫名義口座(番号111と同一場所)	大口英夫 (番号104と同一人物)	選挙運動	100,000
115		令和元年8月上旬	愛知県稻沢市稻沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稻沢支店野々部尚昭名義口座(番号99と同一場所)	野々部尚昭 (番号88と同一人物)	選挙運動	100,000
116		令和元年8月上旬	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座(番号101と同一場所)	森脇健之 (番号78と同一人物)	投票選挙運動	100,000

合計 24,067,450

これは謄本である。

令和 2 年 10 月 19 日

東京地方裁判所刑事第 4 部

裁判所書記官 松 本 秀 樹

勾 留 状			指揮印
被疑者	氏 名	河井克行	印
	年 齢	昭和38年3月11日生	延長
	住 居	港区赤坂2-17-10 衆議院赤坂議員宿舎1904号室	
	職 業	衆議院議員	印
被疑者に対する公職選挙法違反被疑事件について、同人を東京拘置所に勾留する。			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		令和2年6月26日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
令和2年6月19日 東京地方裁判所 裁判官 向井亞紀子印			
勾留請求の年月日		令和2年6月19日	
執行した年月日時及び場所		令和2年6月19日 午後零時47分 東京高等裁判所構内 東京拘置所出廷留置場	
記名押印		東京拘置所 法務事務官 近藤哲史印	
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		令和 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		令和2年6月19日 午後2時21分 東京拘置所 法務事務官 入江俊也印	

(被疑者用) 1

(被疑者 河井 克行)

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 2, 3 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長

延長期間	延長期間
令和 2 年 7 月 8 日まで	令和 年 月 日まで
理 由 関係者多数のため 参考人取調べ未了 証拠解析・精査未了 被疑者共犯者取調べ未了	理 由
令和 2 年 6 月 26 日 東京地方裁判所 裁判官 大伴慎吾㊞	令和 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
令和 2 年 6 月 26 日 裁判所書記官 鈴木暁子㊞	令和 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
令和 2 年 6 月 26 日 午後 4 時 03 分 東京拘置所 法務事務官 入江俊也㊞ 刑事施設職員	令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

別紙

被疑事実

被疑者は、令和元年7月21日施行の第25回参議院議員通常選挙に際し、広島県選出議員選挙の立候補者として届け出た河井案里の配偶者で、同選挙における同人の選挙運動者であるが

○ 第1 同人と共謀の上、同人に当選を得しめる目的をもって、別表1記載のとおり、平成31年3月下旬頃から令和元年6月中旬頃までの間、広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫選挙事務所ほか4か所において、岡崎哲夫ほか4名に対し、前記河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後5回にわたり、現金合計170万円を供与し

第2 同人に当選を得しめる目的をもって、別表2記載のとおり、平成31年3月下旬頃から令和元年8月上旬頃までの間、広島市安佐南区緑井6丁目37番10号海徳ひろし選挙事務所ほか93か所において、海徳裕志ほか90名に対し、前記河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、又は同人への投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後116回にわたり、金員合計2406万7450円を供与し

たものである。



別表1

回数	時期(頃)	場所	氏名	金額(円)
1	平成31年3月下旬	広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫選挙事務所	岡崎哲夫	300,000
2	平成31年4月上旬	広島県安芸郡熊野町中溝4丁目20番3号平本徹方	平本徹	300,000
3	平成31年4月上旬	広島県東広島市黒瀬町楷原131番地下原康充選挙事務所	下原康充	500,000
4	令和元年5月下旬	広島県呉市中央6丁目9番23号サンヒルズビル6階奥原のぶや後援会事務所	奥原信也	500,000
5	令和元年6月中旬	広島県江田島市大柿町大原535番地2大柿市民センター	胡子雅信	100,000

合計 1,700,000

別表2

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
1	1	平成31年3月下旬	広島市安佐南区緑井6丁目37番10号海徳ひろし選挙事務所	海徳裕志	投票選挙運動	300,000
2	2	平成31年3月下旬	広島市南区東雲本町2丁目4番19-202号はちけん幹夫事務所	八軒幹夫	投票選挙運動	300,000
3	3	平成31年3月下旬	広島市佐伯区五日市中央7丁目16番19-1号藤田博之事務所	藤田博之	投票選挙運動	500,000
4	4	平成31年3月下旬	広島県山県郡北広島町土橋198番地1宮本裕之方	宮本裕之	投票選挙運動	200,000
5	5	平成31年3月下旬	広島県山県郡安芸太田町大字上殿1848番地1矢立孝彦方	矢立孝彦	投票選挙運動	200,000
6	6	平成31年3月下旬	広島市安佐北区可部3丁目3番30号沼田ビル3階今田良治後援会事務所	今田良治	投票選挙運動	300,000
7	7	平成31年3月下旬	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地安芸高田市役所第2庁舎3階安芸高田市議会議長室	先川和幸	投票選挙運動	200,000
8	8	平成31年3月下旬	広島県三原市城町3丁目1番1号三原港湾ビル407号室	天満祥典	投票選挙運動	500,000
9	9	平成31年3月下旬	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地安芸高田市役所第2庁舎3階安芸高田市議会副議長室	水戸眞悟	投票選挙運動	100,000
10	10	平成31年3月下旬	広島県山県郡北広島町春木1518番地1宮本新八後援会事務所	宮本新八	投票選挙運動	300,000
11	11	平成31年3月下旬	広島市安佐北区危山7丁目10番1号山崎正博選挙事務所	大島正彦	投票選挙運動	300,000
12	12	平成31年3月下旬	広島県安芸高田市吉田町吉田959番地5兒玉浩選挙事務所	兒玉浩	投票選挙運動	300,000
13	13	平成31年3月下旬	広島市中区河原町1番25号グリーンハイム河原町102木山徳和選挙事務所	木山徳和	投票選挙運動	300,000
14	14	平成31年3月下旬	広島市佐伯区吉見園6番24号兒玉光祐方	兒玉光祐	投票選挙運動	300,000
15	15	平成31年3月下旬	広島市西区庚午北2丁目16番11号森松ビル2階豊島岩白事務所	豊島岩白	投票選挙運動	300,000
16	16	平成31年4月上旬	広島県吳市中央6丁目9番23号サンヒルズビル6階奥原のぶや後援会事務所	奥原信也	投票選挙運動	500,000
17	17	平成31年4月上旬	広島市安芸区瀬野1丁目16番10号瀬野川ビル101三宅まさあき後援会瀬野連絡所	三宅正明	投票選挙運動	300,000
18	18	平成31年4月上旬	広島県廿日市市宮内2015番地2山下智之方	山下智之	投票選挙運動	300,000
19	19	平成31年4月上旬	広島市安佐北区口田3丁目29番46号F K コーポ101号木戸経康選挙事務所	木戸経康	投票選挙運動	300,000
20	20	平成31年4月上旬	広島市南区青崎1丁目14番2号くぼた泰久後援会事務所	窟田泰久	投票選挙運動	300,000
21	21	平成31年4月上旬	広島市安佐南区伴東7丁目55番26号谷口修方	谷口修	投票選挙運動	500,000
22	22	平成31年4月上旬	広島市安佐北区口田南2丁目12番2号伊藤昭善事務所前駐車場	伊藤昭善	投票選挙運動	300,000
23	23	平成31年4月上旬	広島市安佐北区小河原町819番地平野正治方	平野正治	投票選挙運動	300,000
24	24	平成31年4月中旬	広島県江田島市大柿町柿浦2066番地7沖井純事務所	沖井純	投票選挙運動	500,000
25	25	平成31年4月中旬	広島市安芸区中野5丁目14番26号おきむね正明後援会事務所	沖宗正明	投票選挙運動	300,000
26	26	平成31年4月中旬	広島県廿日市市宮内1612番地仁井田和之自宅兼事務所	仁井田和之	投票選挙運動	200,000

番号 (回数)	人数	時期(月)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
27	27	平成31年4月中旬	広島県尾道市栗原町6023番地12高山博州事務所	高山博州	投票 選挙運動	300,000
28	28	平成31年4月中旬	広島県三原市本郷町南6丁目24番27号平本えいじ後援会事務所	平本英司	投票 選挙運動	300,000
29	29	平成31年4月下旬	広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内755番地1小坂眞治方	小坂眞治	投票 選挙運動	200,000
30	30	平成31年4月下旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所	駒井雄吾	投票 選挙運動	500,000
31	31	令和元年5月上旬	広島市西区横川町1丁目5番7号砂原かつり事務所	砂原克規	投票 選挙運動	200,000
32	32	令和元年5月上旬	広島市安佐北区深川1丁目14番15号大瀬戸紫苑子方	大瀬戸紫苑子	投票 選挙運動	100,000
33	33	令和元年5月上旬	広島市安佐北区あさひが丘3丁目18番3-5号株式会社カナチホーム事務所	金持忠彦	投票 選挙運動	100,000
34	34	令和元年5月上旬	広島県山県郡北広島町藏迫字二10149番龍山八幡神社社務所	築根健	投票 選挙運動	100,000
35	35	令和元年5月上旬	広島市安佐北区落合南1丁目17番3号梅田千秋方	梅田千秋	投票 選挙運動	100,000
36	36	令和元年5月上旬	広島県山県郡北広島町南方3009番地柿原ちとみ方	柿原ちとみ	投票 選挙運動	100,000
37	37	令和元年5月上旬	広島県山県郡北広島町壬生220番地森下公造方	森下公造	投票 選挙運動	100,000
38	38	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町都志見5364番地2勘坂征和方	勘坂征和	投票 選挙運動	50,000
39	39	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町荒神原本下郷611番路上	久茂谷美保之	投票 選挙運動	50,000
40	40	令和元年5月中旬	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内717番地26「大信」	丸山正隆	投票 選挙運動	200,000
41	41	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町大朝15101番地5広島市信用組合大朝保善所 ふれあい荘先路上に駐車中の自動車内	森田隆司	投票 選挙運動	50,000
42	42	令和元年5月中旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所 (番号30と同一場所)	繁政秀子	投票 選挙運動	300,000
43	43	令和元年5月中旬	広島県山県郡北広島町宮迫386番地12座直市からしろ館	加計雅章	投票 選挙運動	100,000
44	44	令和元年5月中旬	広島県安芸高田市吉田町多治比1537番地秋田隆幸方前路上	川角一郎	投票 選挙運動	100,000
45	45	令和元年5月中旬	広島市安佐北区三入東2丁目72番9号磯部陽一力	磯部陽一	投票 選挙運動	50,000
46	46	令和元年5月中旬	広島市安佐北区可部東6丁目8番1号辻田静雄方	辻田静雄	投票 選挙運動	50,000
47	47	令和元年5月中旬	広島市安佐北区可部東3丁目23番2号松井修方	松井修	投票 選挙運動	50,000
48		令和元年5月下旬	広島県山県郡北広島町有田1234番地1北広島町商工会	宮本新八 (番号10と同一人物)	投票 選挙運動	200,000
49	48	令和元年5月下旬	広島市安佐南区伴中央6丁目35番16号上垣内保之方	上垣内保之	投票 選挙運動	50,000
50	49	令和元年5月下旬	広島市安佐南区上安2丁目43番28-8号河岡食品有限会社事務所前 駐車場	河岡孝司	投票 選挙運動	50,000
51	50	令和元年5月下旬	広島市安佐南区長束1丁目8番9号永井則雄方	永井則雄	投票 選挙運動	50,000
52	51	令和元年5月下旬	広島市安佐南区山本3丁目18番8号西久保克臣方	西久保克臣	投票 選挙運動	50,000
53	52	令和元年5月下旬	広島市安佐南区長束4丁目9番3-5号三上カズコ方	三上カズコ	投票 選挙運動	50,000

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
54	53	令和元年5月下旬	広島市安佐南区安東2丁目1番22号コープ藤井1階河井克行事務所	石橋竜史	投票選挙運動	300,000
55		令和元年5月下旬	広島県安芸高田市美土里町桑田760番地の1有限会社桑田の庄管理施設付属の駐車場に駐車中の自動車内	児玉浩 (番号12と同一人物)	投票選挙運動	300,000
56	54	令和元年5月下旬	広島市安佐北区可部1丁目21番23号大和重工株式会社駐車場に駐車中の自動車内	渡辺典子	投票選挙運動	200,000
57		令和元年6月上旬	広島市安佐北区可部3丁目12番2号伊藤昭善事務所前駐車場に駐車中の自動車内	伊藤昭善 (番号22と同一人物)	投票選挙運動	200,000
58		令和元年6月上旬	広島市安佐北区可部3丁目3番30号沼田ビル3階今田良治後援会事務所(番号6と同一場所)	今田良治 (番号6と同一人物)	投票選挙運動	200,000
59		令和元年6月上旬	広島市安芸区中野5丁目28番9号沖宗正明方	沖宗正明 (番号25と同一人物)	投票選挙運動	200,000
60		令和元年6月上旬	広島市安佐南区緑井6丁目34番1号海徳ひろし事務所	海徳裕志 (番号12と同一人物)	投票選挙運動	200,000
61		令和元年6月上旬	広島市西区横川町1丁目5番7号砂原かつのり事務所 (番号31と同一場所)	砂原克規 (番号31と同一人物)	投票選挙運動	300,000
62		令和元年6月上旬	広島市佐伯区五日市中央7丁目16番19-1号藤田博之事務所 (番号3と同一場所)	藤田博之 (番号3と同一人物)	投票選挙運動	200,000
63		令和元年6月上旬	広島市安芸区船越3丁目14番37号三宅まさあき事務所	三宅正明 (番号17と同一人物)	投票選挙運動	200,000
64		令和元年6月上旬	広島市中区吉町6番78号リーガロイヤルホテル広島6階「鉄板焼なんにわ」	天満祥典 (番号8と同一人物)	投票選挙運動	1,000,000
65	55	令和元年6月上旬	広島県県市西中央3丁目7番1号ルミエール西中央1階河井あんり選挙事務所	深井淳子	投票選挙運動	50,000
66	56	令和元年6月上旬	広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫後援会事務所	岡崎哲夫	投票選挙運動	200,000
67	57	令和元年6月上旬	広島市安佐南区長東西3丁目16番15号添田英子方	添田英子	投票選挙運動	50,000
68	58	令和元年6月上旬	広島市安佐南区長東西3丁目12番37号田中賛雄方	田中賛雄	投票選挙運動	50,000
69		令和元年6月上旬	広島市西区庚午北2丁目16番11号森松ビル2階豊島岩白事務所 (番号15と同一場所)	豊島岩白 (番号15と同一人物)	投票選挙運動	200,000
70	59	令和元年6月上旬	広島市安佐南区沼田町大字吉山1405番地新本齊治方	新本齊治	投票選挙運動	50,000
71	60	令和元年6月上旬	広島市安佐南区上安1丁目21番2号丸町通夫方	丸町通夫	投票選挙運動	50,000
72	61	令和元年6月上旬	広島市安佐南区八木4丁目41番20号山根健治方	山根健治	投票選挙運動	100,000
73	62	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市八千代町下根2818番地青原敏治方	青原敏治	投票選挙運動	100,000
74	63	令和元年6月上旬	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」	川上征矢	投票選挙運動	300,000
75	64	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市吉田町西浦390番地近藤洋子方	近藤洋子	投票選挙運動	50,000
76	65	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市吉田町川本1143番地1下廣浩美方	下廣浩美	投票選挙運動	100,000
77	66	令和元年6月上旬	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」 (番号74と同一場所)	白石六朗	投票選挙運動	300,000
78	67	令和元年6月上旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所 (番号30と同一場所)	森脇健之	投票選挙運動	100,000
79	68	令和元年6月上旬	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」 (番号74と同一場所)	門田峻徳	投票選挙運動	300,000
80	69	令和元年6月上旬	広島県山県郡安芸太田町大字土居85番地1池田亮二方	池田亮二	投票選挙運動	50,000

番号 (回数)	人数	時期(月)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
81	70	令和元年6月上旬	広島県安芸高田市美土里町横田13番地3株式会社中國総合電設事務所	中國良次	投票 選挙運動	50,000
82	71	令和元年6月上旬	広島市安佐北区可部2丁目28番19号原口淳子方	原口淳子	投票 選挙運動	50,000
83		令和元年6月上旬	広島市南区東雲本町2丁目4番19-202号はちけん幹大事務所 (番号2と同一場所)	八軒幹夫 (番号2と同一人物)	投票 選挙運動	200,000
84	72	令和元年6月中旬	広島県安芸高田市向原町戸島4466番地1足貞一義方	足貞一義	投票 選挙運動	50,000
85	73	令和元年6月中旬	広島県安芸高田市八千代町上根114番地3田岡幸子方	田岡幸子	投票 選挙運動	50,000
86	74	令和元年6月中旬	広島県東広島市八本松町飯田72番地8SKビル2階坂本一彦事務所	坂本一彦	投票 選挙運動	300,000
87	75	令和元年6月中旬	広島市安佐南区東野2丁目10番47号森一朗方	森一朗	投票 選挙運動	50,000
88	76	令和元年6月中旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所 (番号30と同一場所)	野々部尚昭	選挙運動	100,000
89	77	令和元年6月中旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所 (番号30と同一場所)	佐藤一直	投票 選挙運動	300,000
90	78	令和元年6月中旬	広島県安芸高田市吉田町川本68番地1井上正樹方前路上	井上正樹	投票 選挙運動	100,000
91	79	令和元年6月中旬	広島市安佐北区倉掛1丁目1番2号金子主計方	金子主計	投票 選挙運動	50,000
92	80	令和元年6月中旬	広島市安佐北区白木町大字井原184番地佐々木恒方	佐々木恒	投票 選挙運動	100,000
93	81	令和元年6月中旬	広島市安佐北区白木町大字秋山2778番地中重和郎方	中重和郎	投票 選挙運動	50,000
94	82	令和元年6月中旬	広島市安佐北区深川1丁目9番3-607号デュオ下深川駅前松田和夫方	松田和夫	投票 選挙運動	50,000
95	83	令和元年6月中旬	広島市安佐北区白木町大字秋山2642番地2吉岡晃選方	吉岡晃選	投票 選挙運動	100,000
96	84	令和元年6月下旬	広島市安佐北区安佐町大字飯室97番地河野康子方	河野康子	投票 選挙運動	50,000
97	85	令和元年6月下旬	広島市安佐北区安佐町大字鈴張5022番地9西田勝昭方	西田勝昭	投票 選挙運動	50,000
98		令和元年6月下旬	広島県吳市中央6丁目9番23号サンヒルズビル6階奥原のぶや後援会事務所 (番号16と同一場所)	奥原信也 (番号16と同一人物)	投票 選挙運動	1,000,000
99		令和元年6月下旬	愛知県稲沢市稲沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稲沢支店 野々部尚昭名義口座	野々部尚昭 (番号88と同一人物)	選挙運動	383,490
100	86	令和元年6月下旬	広島市安佐南区安東2丁目1番22号コープ藤井1階河井克行事務所 (番号54と同一場所)	堀川利紹	投票 選挙運動	50,000
101		令和元年6月下旬	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座	森脇健之 (番号78と同一人物)	投票 選挙運動	383,490
102	87	令和元年6月下旬	広島県廿日市市宮園5丁目3番地8藤田俊雄方前路上	藤田俊雄	投票 選挙運動	100,000
103	88	令和元年7月上旬	広島市安佐南区安東2丁目1番22号コープ藤井1階河井克行事務所 (番号54と同一場所)	森野貴雅	投票 選挙運動	200,000
104	89	令和元年7月上旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所 (番号30と同一場所)	大口英夫	選挙運動	100,000
105		令和元年7月上旬	広島市中区中町7番35号和光中町ビル1階河井案里選挙事務所 (番号30と同一場所)	脇桂吾 (番号30と同一人物)	投票 選挙運動	100,000
106		令和元年7月上旬	広島県福山市三之丸町8番16号福山ニューキャッスルホテル2階男性用トイレ	川上征矢 (番号74と同一人物)	投票 選挙運動	300,000
107		令和元年7月上旬	広島県福山市三之丸町8番16号福山ニューキャッスルホテル2階中宴会場[ばらの間]	門田岐徳 (番号79と同一人物)	投票 選挙運動	300,000

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所	氏名	趣旨	金額(円)
108	90	令和元年7月上旬	広島県尾道市向島町16058番地148杉原孝一郎方	杉原孝一郎	投票選挙運動	300,000
109	/	令和元年7月中旬	広島県福山市沖野上町5丁目28番12号弓場井ビル2階通路	白石六朗 (番号77と同一人物)	投票選挙運動	300,000
110	91	令和元年7月中旬	広島県吳市西中央3丁目7番1号ルミエール西中央1階河井あんり選挙事務所(番号65と同一場所)	土井正純	投票選挙運動	300,000
111	/	令和元年7月下旬	金沢市下堤町7番地株式会社三井住友銀行金沢支店大口英夫名義口座	大口英夫 (番号104と同一人物)	選挙運動	383,490
112	/	令和元年7月下旬	愛知県稲沢市稲沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稲沢支店野々部尚昭名義口座(番号99と同一場所)	野々部尚昭 (番号88と同一人物)	選挙運動	383,490
113	/	令和元年7月下旬	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座(番号101と同一場所)	森脇健之 (番号78と同一人物)	投票選挙運動	383,490
114	/	令和元年8月上旬	金沢市下堤町7番地株式会社三井住友銀行金沢支店大口英夫名義口座(番号111と同一場所)	大口英夫 (番号104と同一人物)	選挙運動	100,000
115	/	令和元年8月上旬	愛知県稲沢市稲沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稲沢支店野々部尚昭名義口座(番号99と同一場所)	野々部尚昭 (番号88と同一人物)	選挙運動	100,000
116	/	令和元年8月上旬	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座(番号101と同一場所)	森脇健之 (番号78と同一人物)	投票選挙運動	100,000

合計 24,067,450

これは謄本である。

令和2年10月19日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判所書記官 松 本 秀 樹

令和2年検第14320, 14321, 16238, 16247号

起訴状

令和2年7月8日

東京地方裁判所 殿

○ 東京地方検察庁

検察官検事 関口新太郎印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 広島市安佐南区高取北1丁目40番

住居 東京都港区赤坂2丁目17番10号

衆議院赤坂議員宿舎1904号室

職業 衆議院議員

(勾留中)

河井克行

昭和38年3月11日生

本籍 広島市安佐南区高取北1丁目40番

住居 東京都千代田区麹町4丁目7番地

参議院麹町議員宿舎東棟309号室

職業 参議院議員

(勾留中)

河井案里

昭和48年9月23日生

公訴事実

被告人河井案里は、令和元年7月21日施行の第25回参議院議員通常選挙に際し、広島県選出議員選挙の立候補者として届け出たもの、被告人河井克行は、被告人河井案里の配偶者で、同届出後は、同選挙における被告人河井案里の選挙運動を総括主宰した者であるが

第1 被告人河井案里及び被告人河井克行は、共謀の上、被告人河井案里に当選を得しめる目的をもって、別表1記載のとおり、いまだ立候補の届出前である平成31年3月30日頃から令和元年6月16日頃までの間、広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫選挙事務所ほか4か所において、岡崎哲夫ほか4名に対し、被告人河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後5回にわたり、現金合計170万円を供与するとともに、立候補届出前の選挙運動をし

第2 被告人河井克行は、被告人河井案里に当選を得しめる目的をもって

1 別表2-1記載のとおり、いまだ立候補の届出前である平成31年3月下旬頃から令和元年7月3日頃までの間、広島市安佐南区緑井6丁目37番10号海徳裕志選挙事務所ほか93か所において、海徳裕志ほか94名に対し、被告人河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、又は被告人河井案里への投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後112回にわたり、金員合計2436万6980円を供与するとともに、立候補届出前の選挙運動をし

2 別表2-2記載のとおり、立候補の届出後である同月4日頃から同年8月1日頃までの間、広島県福山市三之丸町8番16号福山ニューキャッスルホテルほか6か所において、川上征矢ほか7名に対し、被告人河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、又は被告人河井案里への投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、前後11回にわたり、金員合計295万470円を供与し

たものである。

罪名及び罰条

公職選挙法違反

第1, 第2の1 同法221条1項1号, 239条1項1号, 129条

第2の2 同法221条3項2号, 同条1項1号

第1につき、更に刑法60条

別表1

番号 (回数)	時期(頃)	場所	氏名	金額(円)
1	平成31年3月30日	広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫選挙事務所	岡崎哲夫	300,000
2	平成31年4月5日	広島県安芸郡熊野町中溝4丁目20番3号平本徹方	平本徹	300,000
3	平成31年4月7日	広島県東広島市黒瀬町横原131番地下原康充選挙事務所	下原康充	500,000
4	令和元年5月25日	広島県呉市中央6丁目9番23号サンヒルズビル奥原信也後援会事務所	奥原信也	500,000
5	令和元年6月16日	広島県江田島市大柿町大原535番地2大柿市民センター	胡子雅信	100,000

合計 1,700,000

別表2-1

番号 (回数)	人数	時期(例)	場所等	氏名	趣旨	金額(円)
1	1	平成31年3月下旬	広島市安佐南区緑井6丁目37番10号海徳裕志選挙事務所	海徳裕志	投票選挙運動	300,000
2	2	平成31年3月下旬	広島市南区東雲本町2丁目4番19-202号八軒幹夫事務所	八軒幹夫	投票選挙運動	300,000
3	3	平成31年3月下旬	広島市佐伯区五日市中央7丁目16番19-1号藤田博之事務所	藤田博之	投票選挙運動	500,000
4	4	平成31年3月23日	広島県山県郡北広島町土橋198番地1宮本裕之方	宮本裕之	投票選挙運動	200,000
5	5	平成31年3月23日	広島県山県郡安芸太田町大字上殿1848番地1矢立孝彦方	矢立孝彦	投票選挙運動	200,000
6	6	平成31年3月24日	広島市安佐北区可部3丁目3番30号沼田ビル今田良治後援会事務所	今田良治	投票選挙運動	300,000
7	7	平成31年3月27日	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地安芸高田市役所第2庁舎安芸高田市議会議長室	先川和幸	投票選挙運動	200,000
8	8	平成31年3月27日	広島県三原市城町3丁目1番1号三原港湾ビル407号室	天満祥典	投票選挙運動	500,000
9	9	平成31年3月27日	広島県安芸高田市吉田町吉田791番地安芸高田市役所第2庁舎安芸高田市議会副議長室	水戸眞悟	投票選挙運動	100,000
10	10	平成31年3月27日	広島県山県郡北広島町春木1518番地1宮本新八後援会事務所	宮本新八	投票選挙運動	300,000
11	11	平成31年3月29日	広島市安佐北区亀山7丁目10番1号山崎正博選挙事務所	大島正彦	投票選挙運動	300,000
12	12	平成31年3月29日	広島県安芸高田市吉田町吉田959番地5児玉浩選挙事務所	児玉浩	投票選挙運動	300,000
13	13	平成31年3月31日	広島市中区河原町1番25号グリーンハイム河原町102木山徳和選挙事務所	木山徳和	投票選挙運動	300,000
14	14	平成31年3月31日	広島市佐伯区吉見園6番24号児玉光祐方	児玉光祐	投票選挙運動	300,000
15	15	平成31年3月31日	広島市西区庚午北2丁目16番11号森松ビル豊島岩白事務所	豊島岩白	投票選挙運動	300,000
16	16	平成31年4月1日	広島県吳市中央6丁目9番23号サンヒルズビル奥原信也後援会事務所	奥原信也	投票選挙運動	500,000
17	17	平成31年4月1日	広島市安芸区瀬野1丁目16番10号瀬野川ビル101三宅正明後援会瀬野連絡所	三宅正明	投票選挙運動	300,000
18	18	平成31年4月1日	広島県廿日市市宮内2015番地2山下智之方	山下智之	投票選挙運動	300,000
19	19	平成31年4月3日	広島市安佐北区口田3丁目29番45号FKコーポ101号木戸経康選挙事務所	木戸経康	投票選挙運動	300,000
20	20	平成31年4月3日	広島市南区背崎1丁目14番2号窪田泰久後援会事務所	窪田泰久	投票選挙運動	300,000
21	21	平成31年4月5日	広島市安佐南区伴東7丁目55番26号谷口修方	谷口修	投票選挙運動	500,000
22	22	平成31年4月8日	広島市安佐北区口田南2丁目12番2号伊藤昭善事務所前駐車場	伊藤昭善	投票選挙運動	300,000
23	23	平成31年4月8日	広島市安佐北区小河原町819番地平野正治方	平野正治	投票選挙運動	300,000
24	24	平成31年4月13日	広島県江田島市大柿町柿浦2066番地7沖井純事務所	沖井純	投票選挙運動	500,000
25	25	平成31年4月14日	広島市安芸区中野5丁目14番26号沖宗正明後援会事務所	沖宗正明	投票選挙運動	300,000
26	26	平成31年4月14日	広島県廿日市市宮内1612番地仁井田和之自宅兼事務所	仁井田和之	投票選挙運動	200,000

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所等	氏名	趣旨	金額(円)
27	27	平成31年4月20日	広島県尾道市栗原町6023番地12高山博州事務所	高山博州	投票選挙運動	300,000
28	28	平成31年4月20日	広島県三原市本郷町南6丁目24番27号平本英司後援会事務所	平本英司	投票選挙運動	300,000
29	29	平成31年4月21日	広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内755番地1小坂眞治方	小坂眞治	投票選挙運動	200,000
30	30	平成31年4月22日	広島市中区中町7番35号和光中町ビル河井案里選挙事務所	脇雄吾	投票選挙運動	500,000
31	31	令和元年5月上旬	広島市西区横川町1丁目5番7号砂原克規事務所	砂原克規	投票選挙運動	200,000
32	32	令和元年5月4日	広島市安佐北区深川1丁目14番15号大瀬戸紫苑子方	大瀬戸紫苑子	投票選挙運動	100,000
33	33	令和元年5月4日	広島市安佐北区あさひが丘3丁目18番3-5号株式会社カナチホーム事務所	金持忠彦	投票選挙運動	100,000
34	34	令和元年5月5日	広島県山県郡北広島町蔵迫字二10149番龍山八幡神社社務所	築根健	投票選挙運動	100,000
35	35	令和元年5月6日	広島市安佐北区落合南1丁目17番3号梅田千秋方	梅田千秋	投票選挙運動	100,000
36	36	令和元年5月10日	広島県山県郡北広島町本地2970番地大下正則方	大下正則	投票選挙運動	50,000
37	37	令和元年5月10日	広島県山県郡北広島町南方3009番地柿原ちとみ方	柿原ちとみ	投票選挙運動	100,000
38	38	令和元年5月10日	広島県山県郡北広島町壬生220番地森下公造方	森下公造	投票選挙運動	100,000
39	39	令和元年5月11日	広島県山県郡北広島町都志見5364番地2勘坂征和方	勘坂征和	投票選挙運動	50,000
40	40	令和元年5月11日	広島県山県郡北広島町荒神原木下郷611番路上	久茂谷美保之	投票選挙運動	50,000
41	41	令和元年5月12日	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内717番地26「大信」	丸山正隆	投票選挙運動	200,000
42	42	令和元年5月12日	広島県山県郡北広島町大胡15101番地5広島市信用組合大胡保養所 ふれあい荘先路上に駐車中の自動車内	森田隆司	投票選挙運動	50,000
43	43	令和元年5月14日	広島市中区中町7番35号和光中町ビル河井案里選挙事務所 (番号30と同じ)	繁政秀子	投票選挙運動	300,000
44	44	令和元年5月18日	広島県山県郡北広島町宮迫386番地12産直市からしろ館	加計雅章	投票選挙運動	100,000
45	45	令和元年5月18日	広島県安芸高田市吉田町多治比1537番地秋田隆幸方前路上	川角一郎	投票選挙運動	100,000
46	46	令和元年5月20日	広島市安佐北区三入東2丁目72番9号磯部陽一方	磯部陽一	投票選挙運動	50,000
47	47	令和元年5月20日	広島市安佐北区可部東6丁目8番1号追田静雄方	追田静雄	投票選挙運動	50,000
48	48	令和元年5月20日	広島市安佐北区可部東3丁目23番2号松井修方	松井修	投票選挙運動	50,000
49	49	令和元年5月22日	広島市安佐南区大町東1丁目5番34-1号黒河修方	黒河修	投票選挙運動	50,000
50	/	令和元年5月24日	広島県山県郡北広島町有田1234番地1北広島町商工会	宮本新八 (番号10と同じ)	投票選挙運動	200,000
51	50	令和元年5月25日	広島市安佐南区伴中央6丁目35番16号上垣内保之方	上垣内保之	投票選挙運動	50,000
52	51	令和元年5月25日	広島市安佐南区上安2丁目43番28-8号河岡食品有限会社事務所前 駐車場	河岡孝司	投票選挙運動	50,000
53	52	令和元年5月25日	広島市安佐南区長束1丁目8番9号永井則雄方	永井則雄	投票選挙運動	50,000

番号 (回数)	人数	時期(日)	場所等	氏名	趣旨	金額(円)
54	53	令和元年5月25日	広島市安佐南区川内1丁目16番15号西岡恒治方	西岡恒治	投票選挙運動	50,000
55	54	令和元年5月25日	広島市安佐南区山本3丁目18番8号西久保克臣方	西久保克臣	投票選挙運動	50,000
56	55	令和元年5月25日	広島市安佐南区長束4丁目9番3-5号三上カズコ方	三上カズコ	投票選挙運動	50,000
57	56	令和元年5月26日	広島市安佐南区安東2丁目1番22号ヨーポ藤井河井克行事務所	石橋竜史	投票選挙運動	300,000
58		令和元年5月26日	広島県安芸高田市美土里町桑田760番地の1有限会社桑田の庄管理施設付属の駐車場に駐車中の自動車内	児玉浩 (番号12と同一)	投票選挙運動	300,000
59	57	令和元年5月29日	広島市安佐北区可部1丁目21番23号大和重工株式会社駐車場に駐車中の自動車内	渡辺典子	投票選挙運動	200,000
60	58	令和元年5月31日	広島市安佐南区安東2丁目1番22号ヨーポ藤井河井克行事務所 (番号57と同一)	山田賛次	投票選挙運動	1,000,000
61		令和元年6月1日	広島市安佐北区口田南2丁目12番2号伊藤昭善事務所前駐車場に駐車中の自動車内	伊藤昭善 (番号22と同一)	投票選挙運動	200,000
62		令和元年6月1日	広島市安佐北区可部3丁目3番30号沼田ビル今田良治後援会事務所 (番号6と同一)	今田良治 (番号6と同一)	投票選挙運動	200,000
63		令和元年6月1日	広島市安芸区中野5丁目28番9号沖宗正明方	沖宗正明 (番号25と同一)	投票選挙運動	200,000
64		令和元年6月1日	広島市安佐南区綾井6丁目34番1号海徳裕志事務所	海徳裕志 (番号1と同一)	投票選挙運動	200,000
65		令和元年6月1日	広島市西区横川町1丁目5番7号砂原克規事務所 (番号31と同一)	砂原克規 (番号31と同一)	投票選挙運動	300,000
66		令和元年6月1日	広島市佐伯区五日市中央7丁目16番19-1号藤田博之事務所 (番号3と同一)	藤田博之 (番号3と同一)	投票選挙運動	200,000
67		令和元年6月1日	広島市安芸区船越3丁目14番37号三宅正明事務所	三宅正明 (番号17と同一)	投票選挙運動	200,000
68		令和元年6月2日	広島市中区基町6番78号リーガロイヤルホテル広島「鉄板焼なにわ」	天満祥典 (番号8と同一)	投票選挙運動	1,000,000
69	59	令和元年6月5日	広島県府中市府川町212番地1岡崎哲夫後援会事務所	岡崎哲夫	投票選挙運動	200,000
70	60	令和元年6月7日	広島市安佐南区長東西3丁目16番15号添田英子方	添田英子	投票選挙運動	50,000
71	61	令和元年6月7日	広島市安佐南区長東西3丁目12番37号田中實雄方	田中實雄	投票選挙運動	50,000
72		令和元年6月7日	広島市西区庚午北2丁目16番11号森松ビル豊島岩白事務所 (番号15と同一)	豊島岩白 (番号15と同一)	投票選挙運動	200,000
73	62	令和元年6月7日	広島市安佐南区沼田町大字吉山1405番地新本齊治方	新本齊治	投票選挙運動	50,000
74	63	令和元年6月7日	広島市安佐南区上安1丁目21番2号丸町通夫方	丸町通夫	投票選挙運動	50,000
75	64	令和元年6月7日	広島市安佐南区八木4丁目41番20号山根健治方	山根健治	投票選挙運動	100,000
76	65	令和元年6月8日	広島県安芸高田市八千代町下根2818番地青原敏治方	青原敏治	投票選挙運動	100,000
77	66	令和元年6月8日	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」	川上征矢	投票選挙運動	300,000
78	67	令和元年6月8日	広島県安芸高田市吉田町西浦390番地近藤洋子方	近藤洋子	投票選挙運動	50,000
79	68	令和元年6月8日	広島県安芸高田市吉田町川本1143番地1下廣浩美方	下廣浩美	投票選挙運動	100,000
80	69	令和元年6月8日	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」 (番号77と同一)	白石六朗	投票選挙運動	300,000

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所等	氏名	趣旨	金額(円)
81	70	令和元年6月8日	広島市中区中町7番35号和光中町ビル河井案里選挙事務所 (番号30と同一)	森脇健之	投票選挙運動	100,000
82	71	令和元年6月8日	広島県福山市昭和町3番26号「いけの」 (番号77と同一)	門田峻徳	投票選挙運動	300,000
83	72	令和元年6月9日	広島県山県郡安芸太田町大字土居85番地1池田晃二方	池田晃二	投票選挙運動	50,000
84	73	令和元年6月9日	広島県安芸高田市美土里町横田13番地3株式会社中國総合販売事務所	中岡良次	投票選挙運動	50,000
85	74	令和元年6月9日	広島市安佐北区可部2丁目28番19号原口淳子方	原口淳子	投票選挙運動	50,000
86		令和元年6月10日	広島市南区東雲本町2丁目4番19-202号八軒幹夫事務所 (番号2と同一)	八軒幹夫 (番号2と同一)	投票選挙運動	200,000
87	75	令和元年6月中旬	広島県吳市西中央3丁目7番1号ルミエール西中央河井案里選挙事務所	澤井淳子	投票選挙運動	50,000
88	76	令和元年6月12日	広島県安芸高田市向原町戸島4466番地1是貞一義方	是貞一義	投票選挙運動	50,000
89	77	令和元年6月12日	広島県安芸高田市八千代町上根114番地3田岡幸子方	田岡幸子	投票選挙運動	50,000
90	78	令和元年6月13日	広島県東広島市八本松町飯田72番地8S Kビル坂本一彦事務所	坂本一彦	投票選挙運動	300,000
91	79	令和元年6月13日	広島市安佐南区東野2丁目10番47号森一朗方	森一朗	投票選挙運動	50,000
92	80	令和元年6月16日	広島市中区中町7番35号和光中町ビル河井案里選挙事務所 (番号30と同一)	野々部尚昭	選挙運動	100,000
93	81	令和元年6月17日	広島市中区中町7番35号和光中町ビル河井案里選挙事務所 (番号30と同一)	佐藤一直	投票選挙運動	300,000
94	82	令和元年6月19日	広島市安佐南区東安2丁目1番22号コ一ボ藤井河井克行事務所 (番号57と同一)	井口誠人	投票選挙運動	50,000
95	83	令和元年6月19日	広島県安芸高田市吉田町川本68番地1井上正樹方前路上	井上正樹	投票選挙運動	100,000
96	84	令和元年6月19日	広島市安佐北区倉掛1丁目1番2号金子主計方	金子主計	投票選挙運動	50,000
97	85	令和元年6月19日	広島市安佐北区白木町大字井原184番地佐々木恒方	佐々木恒	投票選挙運動	100,000
98	86	令和元年6月19日	広島市安佐北区白木町大字秋山2778番地中重和郎方	中重和郎	投票選挙運動	50,000
99	87	令和元年6月19日	広島市安佐北区深川1丁目9番3-607号デュオ下深川駅前松田和夫方	松田和夫	投票選挙運動	50,000
100	88	令和元年6月19日	広島市安佐北区白木町大字秋山2642番地2吉岡晃道方	吉岡晃道	投票選挙運動	100,000
101	89	令和元年6月22日	広島市安佐北区安佐町大字飯室97番地河野康子方	河野康子	投票選挙運動	50,000
102	90	令和元年6月22日	広島市安佐北区安佐町大字鈴張5022番地9西田勝昭方	西田勝昭	投票選挙運動	50,000
103		令和元年6月23日	広島県吳市中央6丁目9番23号サンヒルズビル奥原信也後援会事務所 (番号16と同一)	奥原信也 (番号16と同一)	投票選挙運動	1,000,000
104	91	令和元年6月27日	広島市安佐南区毘沙門台2丁目37番2号迫國隆方	迫國隆	投票選挙運動	50,000
105		令和元年6月28日	愛知県稲沢市稲沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稲沢支店 野々部尚昭名義口座	野々部尚昭 (番号92と同一)	選挙運動	383,490
106	92	令和元年6月28日	広島市安佐南区安東2丁目1番22号コ一ボ藤井河井克行事務所 (番号57と同一)	堀川利績	投票選挙運動	50,000
107		令和元年6月28日	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座	森脇健之 (番号81と同一)	投票選挙運動	383,490

番号 (回数)	人数	時期(項)	場所等	氏名	趣旨	金額(円)
108	93	令和元年6月29日	広島県廿日市市宮園5丁目3番地8藤田俊雄前路上	藤田俊雄	投票 選挙運動	100,000
109	94	令和元年7月1日	広島市安佐南区安東2丁目1番22号コート藤井河井克行事務所 (番号57と同一)	森野貴雅	投票 選挙運動	200,000
110	95	令和元年7月3日	広島市中区中町7番35号和光中町ビル河井案里選挙事務所 (番号30と同一)	大口英夫	選挙運動	100,000
111	/	令和元年7月3日	広島市中区基町6番78号リーガロイヤルホテル広島「ラベンダー」	山田質次 (番号60と同一)	投票 選挙運動	2,000,000
112	/	令和元年7月3日	広島市中区中町7番35号和光中町ビル河井案里選挙事務所 (番号30と同一)	脇雄吾 (番号30と同一)	投票 選挙運動	100,000

合計 24,366,980

別表2-2

番号 (回数)	人数	時期(頃)	場所等	氏名	趣旨	金額(円)
1	1	令和元年7月4日	広島県福山市三之丸町8番16号福山ニューキャッスルホテル	川上征矢	投票選挙運動	300,000
2	2	令和元年7月4日	広島県福山市三之丸町8番16号福山ニューキャッスルホテル (番号1と同一)	門田峻徳	投票選挙運動	300,000
3	3	令和元年7月5日	広島県尾道市向島町16058番地148杉原孝一郎方	杉原孝一郎	投票選挙運動	300,000
4	4	令和元年7月15日	広島県福山市沖野上町5丁目28番12号塙井ビル	白石六朗	投票選挙運動	300,000
5	5	令和元年7月18日	広島県呉市西中央3丁目7番1号ルミエール西中央河井案里選挙事務所	土井正純	投票選挙運動	300,000
6	6	令和元年7月31日	金沢市下堤町7番地株式会社三井住友銀行金沢支店大口英夫名義口座	大口英夫	選挙運動	383,490
7	7	令和元年7月31日	愛知県稲沢市稲沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稲沢支店野々部尚昭名義口座	野々部尚昭	選挙運動	383,490
8	8	令和元年7月31日	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座	森脇健之	投票選挙運動	383,490
9	/	令和元年8月1日	金沢市下堤町7番地株式会社三井住友銀行金沢支店大口英夫名義口座 (番号6と同一)	大口英夫 (番号6と同一)	選挙運動	100,000
10	/	令和元年8月1日	愛知県稲沢市稲沢町前田199番地の3株式会社中京銀行稲沢支店野々部尚昭名義口座 (番号7と同一)	野々部尚昭 (番号7と同一)	選挙運動	100,000
11	/	令和元年8月1日	広島市中区胡町1番24号株式会社もみじ銀行本店営業部森脇健之名義口座 (番号8と同一)	森脇健之 (番号8と同一)	投票選挙運動	100,000

合計 2,950,470

これは謄本である。

令和2年10月19日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判所書記官 松 本 秀 樹

令和2年9月1日午後7時01分執行
執行者東京拘置所 法務事務官 甲斐 文征

東京地・区検 検 察 官	印
-----------------	---

令和2年特(わ)第1573号

勾留 令和2年6月19日
起訴 令和2年7月8日

勾留期間更新決定

○ 被告人 河井克行

勾留罪名 公職選挙法違反

起訴罪名 公職選挙法違反

被告人に対する勾留は、同人につき下記 2, 3, 5 の理由があつて、なおこれを継続する必要があると認められるので、令和2年9月8日から、その期間を更新する。

記

- 1 定まった住居を有しない。
- 2 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 4 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 5 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

○ 令和2年8月31日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判長裁判官 高橋康明 印

裁判官 品川じのぶ 印

裁判官 渋谷俊介 印

これは謄本である。

令和2年10月19日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判所書記官 松 本 秀 樹

令和2年10月2日午前7時01分執行
執行者東京拘置所 法務事務官 甲斐 文征 ㊞

東京地・区検 検 察 官	印
-----------------	---

令和2年特(わ)第1573号

勾留 令和2年6月19日
起訴 令和2年7月8日

勾留期間更新決定

○ 被告人 河井克行

勾留罪名 公職選挙法違反

起訴罪名 公職選挙法違反

被告人に対する勾留は、同人につき下記 2, 3, 5 の理由があつて、なおこれを継続する必要があると認められるので、令和2年10月8日から、その期間を更新する。

記

- 1 定まった住居を有しない。
- 2 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 4 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 5 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

○ 令和2年10月1日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判長裁判官 高橋康明 ㊞

裁判官 品川しのぶ ㊞

裁判官 渋谷俊介 ㊞

これは謄本である。

令和2年10月19日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判所書記官 松 本 秀 樹

O

O